平成３０年（フ）第７６号
山梨県南巨摩郡富士川町柳川606番地１
債務者　株式会社はなびらたけ本舗
代表者代表取締役　樋口　風太
１　決定年月日時　平成30年４月16日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　板山　俊一
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月13日午後１時30分
甲府地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第４２８号
さいたま市西区大字中野林657番地５
債務者　株式会社京華
代表者代表取締役　松本　　浩
１　決定年月日時　平成30年４月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小川　武士
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月３日午前10時
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成３０年（フ）第３号
奈良市内侍原町25番地
債務者　吉田　耕士
１　決定年月日時　平成30年４月13日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　馬場　智巌
４　破産債権の届出期間　平成30年５月30日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月27日午前10時
６　免責意見申述期間　平成30年６月13日まで
奈良地方裁判所

平成３０年（フ）第５１号
徳島県板野郡板野町川端字権現西24番地
債務者　大川　美輔
１　決定年月日時　平成30年４月13日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　尾上　一喜
４　破産債権の届出期間　平成30年５月15日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月12日午前10時
６　免責意見申述期間　平成30年６月14日まで
徳島地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１４号
山形県西置賜郡白鷹町大字十王5255番地の12
債務者　高屋　和行
１　決定年月日時　平成30年４月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　荒井　賢二
４　破産債権の届出期間　平成30年６月４日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月５日午前10時15分
６　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成３０年（フ）第６３号
三重県津市美杉町太郎生3796番地３
債務者　小竹　正博
１　決定年月日時　平成30年４月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　池田　仁美
４　破産債権の届出期間　平成30年５月21日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月20日午前10時
６　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
津地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第９５号
大阪府泉佐野市羽倉崎２丁目５番３―905号
債務者　ラララクラブこと　菊本　重宝
１　決定年月日時　平成30年４月16日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　唐﨑　浩司
４　破産債権の届出期間　平成30年５月21日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月９日午後１時30分
６　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成３０年（フ）第９４号
岡山市北区本町９―20　503号室、住民票上の住所高松市川島東町1217番地４
債務者　谷　　幸祐
１　決定年月日時　平成30年４月18日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　種田　蘭子
４　破産債権の届出期間　平成30年６月18日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月19日午前10時20分
６　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第８号
奈良市法蓮町1514番地の81
債務者　北条　　悠
１　決定年月日時　平成30年４月17日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　藤澤　頼人
４　破産債権の届出期間　平成30年６月４日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月３日午前10時
６　免責意見申述期間　平成30年６月19日まで
奈良地方裁判所

平成３０年（フ）第３４号
松江市外中原町342番地
債務者　石原　雅美
１　決定年月日時　平成30年４月17日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　高木　彩夏
４　破産債権の届出期間　平成30年５月15日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月26日午前11時
６　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで
松江地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１５号
青森市桂木１丁目４番７号　高央ＫＡＴＡＯＫＡ102号
債務者　三上　洋一
１　決定年月日時　平成30年４月18日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　熨斗　佑城
４　破産債権の届出期間　平成30年５月18日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月11日午前11時
６　免責意見申述期間　平成30年６月27日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第３２号
静岡県富士市水戸島２丁目19番57号　カルムヴィラ　ウエスト101号
債務者　片岡久美子（旧姓大村）
１　決定年月日時　平成30年４月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　藤田　峻弘
４　破産債権の届出期間　平成30年５月29日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年６月14日午前11時５分
６　免責意見申述期間　平成30年６月13日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２９年（フ）第２７号
岩手県久慈市長内町第23地割５番地51　くまちゃんはうすＤ、前住所千葉県市川市新井３丁目16番31―105号（レオパレスオゥル）
債務者　香取　正博
１　決定年月日時　平成30年４月17日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　橋本　　剛
４　破産債権の届出期間　平成30年５月17日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年６月26日午前11時
６　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
盛岡地方裁判所二戸支部

平成３０年（フ）第５号
高知市帯屋町１丁目15番13号　北村ビル３Ｆ
債務者　平井　　守
１　決定年月日時　平成30年４月18日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　西森やよい
４　破産債権の届出期間　平成30年６月４日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年７月18日午前11時
６　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
高知地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第１８０号
東京都八王子市緑町370番地24
債務者　東原　勝基
１　決定年月日時　平成30年４月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　本多　一成
４　破産債権の届出期間　平成30年５月21日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年６月29日午後２時
６　免責意見申述期間　平成30年６月29日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部